



欠席委員からいただいた御指摘

2024年7月16日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



(全体)

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」にあるとおり、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換に向けて、企業の自然資本の保全の取り組みを企業の価値向上に結びつけられるような仕組みの構築は極めて重要である。本年4月に成立した「生物多様性増進活動促進法」に基づく企業の取り組みを企業価値向上に寄与するものとするすることで、企業による自然保護・生物多様性保全活動がさらに促進されるといった「好循環」の創出に弾みをつけることが肝要である。
- 認定に係る基準や具体的な手続を記す「ガイドライン」の策定にあたり、以下の2点を考慮いただきたい。また、この策定にあたり前広に経済界との意見交換をお願いしたい。

(ガイドライン策定時に考慮いただきたい点)**評価・モニタリング手法**

- 「自然共生サイト」「準自然共生サイト(仮)」の認定にあたり、活動を行うサイトの生物多様性に関する客観的な評価を要する。現場に混乱が生じないよう、評価基準とその判断プロセスを明確にする必要がある。
- また、経団連自然保護協議会が2023年12月に公表した「企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査結果概要＜2022年度調査結果＞」によると、回答企業の約7割が指標・目標の設定や計測等が自社の取り組みを進めるうえでの課題であるとの認識を示している。
- 基本方針(案)に示された「国として、どのような場所の保全が効果的かを示していくためにも、生物多様性の現状や、保全のニーズがある場所、保全上効果的な場所や生態系の回復が必要な場所が見える化し、生態系の質的な変化を含めて評価・把握する手法の構築を図る」との方向性は重要である。
- 活動の効果を説得力ある形で説明できるよう、簡便で使いやすく、分かりやすい評価・モニタリング手法が必要であり、企業の実態を踏まえた内容であることが求められる。
- 評価・モニタリング手法の策定にあたっては、経済界も含めた多様な主体の意見聴取を経て、納得感のある内容とすることが重要であり、経済界との密な連携をお願いしたい。

「準自然共生サイト」の取扱い

- 自然資本の回復の観点から、「過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場」や「現在、生物多様性を欠いている場」への対応は重要であることから、その取り組みへのインセンティブとして、「準自然共生サイト(仮)」の認定制度を設けることは妥当と考える。
- 他方、この認定制度が活用されるためには、「準自然共生サイト(仮)」がG B Fターゲット2に貢献する取り組みであることを基本方針に明記すべきである。あわせて、「準自然共生サイト(仮)」の認定基準とされている、劣化した地域の特定の在り方、劣化した土地を回復させる活動として評価する手法等を示す必要がある。

(ネイチャーポジティブ経営を推進するうえで考慮すべき点)

TNFDへの活用の促進

- 2024年6月28日現在、世界でTNFD最終提言の採用を表明した企業416社のうち日本が109社を占めるなど、日本企業のTNFDへの関心は極めて高く、自社の自然保護・生物多様性保全の取り組みを、国際的に認知された情報開示手法に則した形で、国内外に情報発信することに経済界は積極的な姿勢を見せている。
- 情報開示への取り組みを活かす観点から、自己の所有地に加え、自己の所有地ではない「自然共生サイト」の保全活動を支援した点を証明する「支援証明書」をTNFD等に活用できるよう、政府は、法施行までに必要な制度構築を図るべきである。

国際発信力の強化

- 民間資金の導入等に向けて、国の認定により民間等による活動の信頼性・適切性の客観的評価・担保と価値の明確化を図るとともに、わが国の取り組みの国際的な認知度・評価の向上につながる情報発信を強化する必要があるとの方向性に異論はない。
- グローバルに事業活動を展開する企業が内外から民間資金を呼び込むうえで、自社の取り組みに対する国際的な評価は重要であるが、現行の「自然共生サイト」の国際的な認知度は低水準にとどまっている。
- IUCNが「アジアにおけるOECMに関するガイダンス」で同制度を紹介する等、多少の進展が見られるものの、海外の機関投資家の間での認知度の更なる向上が求められる。
- 企業の情報開示やESG投資等を所管分野に含む関係省庁とも連携しながら、今回の認定制度の認知度向上に向けた国際発信力強化に資する具体的な施策とそれらの工程表を明示すべきである。

生物多様性分野の取り組みにおける企業向けインセンティブの拡充

- 2024年度より「自然共生サイト」も生物多様性保全推進支援事業（交付金）の対象となったが、事業者として、管理地を収益目的では利用せず長期に保全していくことにコミットし、申請および認定後のモニタリングやメンテナンスのために必要なリソースを割いて管理・報告していく負担は重い。また、こうした企業による保全活動は、国だけでなく、地域のステークホルダーにもメリットがあるものと考えられる。こうした観点から、支援策の拡充が望まれる。補助金事業の創設に加え、固定資産税の減免、自然保護・生物多様性保全を目的とした投資に係る税制上の優遇措置等を積極的に講ずるべきである。
- 加えて、地域における自然保護・生物多様性保全活動は、多様なステークホルダーとの連携のもとで推進する必要性が高い。したがって、地方公共団体には、自らが管理する補助金事業や税制上の優遇措置に関する情報の見える化を一層進めつつ、こうした優遇措置等を積極的に導入・活用することで、保全活動に取り組む企業と関係者の連携および企業による取組みの促進を図ることを期待する。

広田委員

(全体)

- 一般の方にも分かりやすい・読みやすい文章になるよう心がけて欲しい。

(活動に関する事項)

- 身近な自然が、身近でなくなってきている点に留意すべき。
- 活動の促進に当たっては、関係人口、関心人口、地域コミュニティが重要。

浅野委員

(活動に関する事項)

- 地方公共団体に取組が広がっていくことが重要。
- しかし、地方公共団体がどの程度取り組めるかは、地方公共団体によるところが多く、難しい点。
- 地方公共団体を人的、財的に支援する仕組みや、地方公共団体職員にノウハウを提供する仕組み等が重要。
- 地方公共団体職員と研究者、民間団体との連携事例、広域で計画を作成している事例等、ケーススタディを示すことも重要。

角谷委員

(計画に関する事項)

- 活動の成果を確認するためにも、定性的な目標の場合でも、評価可能な指標があることが重要。
- 報告も定期的に行うことが重要。例えば、5年に1度報告をしてもらうようにする必要があるのではないかな。
- 生物多様性地域戦略との整合等についても言及があってもよいのではないかな。

森田委員

(全体)

- 今後、企業等への生物多様性に関わる様々な取り組みの必要性について広めていくことが重要だが、まだ必要な具体的な取り組みについての理解が届いていない企業も多い印象。
- 昆明・モントリオール生物多様性枠組のゴール、そしてターゲットの中には30 by 30、Nature-based Solutions、企業等の情報開示など様々な取り組みが求められているように、国際的な政策的議論と共に生物多様性に関する取り組みの必要性が企業等に伝わると良い。